

野々市小学校施設整備事業 特定事業の選定について

本町は、平成19年9月28日に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第5条第3項の規定により、野々市小学校施設整備事業に関する実施方針を公表した。今般、法第6条の規定により、野々市小学校施設整備事業を特定事業として選定したので、法第8条の規定により、特定事業選定にあたっての客観的評価の結果をここに公表する。

平成19年11月16日

野々市町長 栗 貴 章

1. 事業の概要

(1) 事業名称

野々市小学校施設整備事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業内容

本事業においては、実施方針の公表にて示したとおり、本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）が以下の業務を実施するものとする。

野々市小学校（教室（学級数は23学級、内特別支援学級3）、特別教室、メディアセンター、管理諸室、給食関係諸室、屋内運動場、屋外プール、屋外運動場等）、地域開放施設及び外構等（以下「本施設」という。）の設計及び建設（既存施設解体・撤去業務を含む）・工事監理に関する業務

本施設の維持管理に関する業務

(3) 事業方式

事業者が本施設を設計・建設後、野々市町（以下「本町」という。）に所有権を移転し、事業期間中において、本施設の維持管理を行うBTO（Build-Transfer-Operate）方式により本事業を実施する。

(4) 事業期間

事業契約締結日から平成38年3月31日までの期間とする。

(5) 公共施設等の立地条件及び規模

事業場所：石川県石川郡野々市町本町5丁目1番地の1他（野々市小学校敷地内）

石川県石川郡野々市町本町5丁目9番地の1他

（野々市町文化会館フォルテ駐車場用地）

石川県石川郡野々市町本町5丁目295番地（既存野々市小学校プール敷地）

敷地面積：約15,665m²（取り入れる野々市町文化会館フォルテ駐車場用地を含む。）、
既存野々市小学校プール敷地面積：約1,440m²

施設規模：延床面積 約9,740 m²

2 . 事業の評価

本町の財政負担額に係る定量的評価及び事業リスク等に係る定性的評価を行い、総合的な評価を行った。

(1) 本町の財政負担見込額による定量的評価

1) 本町の財政負担額算定の前提条件

本事業を本町が自ら実施する場合及び PFI 事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は本町が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

表 財政負担見込み額算定の前提条件

	本町が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担の主な内訳	施設整備費用（調査・設計費、建設工事費、工事監理費、什器・備品整備費等） 維持管理費用 地方債の償還に要する費用	サービス購入費（調査・設計費、建設工事費、工事監理費、什器・備品整備費、維持管理費、割賦手数料等） アドバイザー費用 モニタリング費用 地方債の償還に要する費用 事業者からの税込（町税）を調整
共通事項	事業期間：約 17 年半（設計・建設：約 2 年半、維持管理：15 年） 割引率：4.0% インフレ率：考慮しない	
資金調達に関する事項	国庫補助金等（公立学校施設整備費国庫負担金、安全・安心な学校づくり交付金） 地方債 ・ 償還期間25年（元本据置3年） ・ 元利均等償還（年2回、全44回） ・ 金利2.3%（直近の政府資金金利相当） 一般財源	国庫補助金等（公立学校施設整備費国庫負担金、安全・安心な学校づくり交付金） 地方債 ・ 本町が自ら実施する場合と同一条件 一般財源 事業者の自己資金 民間金融機関借入金 ・ 償還期間15年 ・ 元利均等償還（年2回、全30回） ・ 調達金利は、近年の金利動向を参考に、融資が可能となる水準に設定
設計、建設・工事監理に関する費用	概略の施設計画に基づき、同規模・同用途の他事例の実績等を勘案して設定	本町が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定
維持管理に関する費用	本町の同規模・同用途の施設における他事例の実績等を勘案して設定	本町が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定

2) 財政負担額の比較

上記前提条件に基づく財政負担額について、本町が自ら実施する場合と PFI 事業として実施する場合の本町の財政負担額を事業期間中に亘り年度別に算出し、現在価値換算額により比較すると次の表のとおりとなる。

	本町が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担額（現在価値）	3,039 百万円	2,803 百万円
指数	100.0	92.2

(2) PFI 事業として実施することの定性的評価

1) 教育環境の向上

本施設の設計、建設及び維持管理業務を事業者が一貫して実施することにより、事業者独自の創意工夫、専門的知識及び技術的能力等が十分に発揮されることが期待できる。このため、当該敷地の有効活用を図り、多様な学習内容・学習形態に資する教育環境や、豊かな人間性の醸成に資する生活環境の創出が期待される。

2) リスク分担の明確化による安定した事業運営

PFI 手法により本事業を実施した場合、長期的な計画において想定可能なリスクについて、本町と事業者との間で役割分担や管理体制を適切に整備することにより、リスク発生の抑制を図るとともに、リスク発生時における適切且つ迅速な対応が可能となり、長期的な事業目的の円滑な遂行や安定かつ効率的な事業運営の確保が期待できる。

3) 財政支出の平準化

本町が自ら事業を実施する場合は、施設整備段階で多額の財政負担が発生する。これに対して、PFI 事業として実施する場合は、施設整備費の一部に民間資金を活用し、当該費用を公共サービスの対価の一部として維持管理期間を通じて事業者に一定額を支払うこととなるため、本施設の整備に係る本町の財政支出の平準化が期待できる。

(3) 総合評価

本事業は PFI 方式で実施することにより、本町が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本町の財政負担額について、約 8%の削減（リスク調整額を除く）を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上も期待することができる。

なお、本町から事業者に移転するリスクについては定量化していないが、この移転リスクを勘案すると、さらなる VFM（Value For Money）の拡大が見込まれる。

以上により、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認められることから、PFI 法第 6 条の規定に基づき特定事業として選定する。